

東芝の差別は許せません



小向工場の火災（05/7/8）

東芝では、ミサイルなど軍事生産工場での大火災、原子力発電用製品の検査データ改ざん事件、さらに成田空港設備の談合事件、サービス残業、偽装請負、違法派遣などにより、

あいついで幹部社員の逮捕・入札禁止処分・行政指導などを受けました。

東芝の京浜事業所長は、これら事故や事件の背景には「職場で自由にものが言えない雰囲気がある」ことを認めました。

3回にわたり労働委員会が差別是正を命令

東芝の西田社長は「CSR（社会的責任）を尊重し、法令を順守する」と約束しましたが、神奈川県と国の労働委員会からだされた3度の差別是正命令をいまだに履行しません。

西田社長は、労働組合法で決められている命令の履行義務をふみにじる違法行為をただちにやめ、CSRを尊重し法令と労働委員会命令にしたがって争議解決を決断すべきです。

残業代ゼロ法やめよ 組合活動の自由を

いま、財界と政府はホワイトカラーの残業代ゼロ法案など労働法制の改悪で、労働者の権利をうばい、労働条件を切り下げようとしています。組合活動や思想信条による差別をなくすことは、労働者の権利を守るうえで大切です。

東芝では、会社が秘密組織「東芝扇会」をつ

くって社員の個人情報を集め、組合活動家の動向を「問題者名簿」に記録して差別し、扇会員を東芝労組の役員に送り込んでいます。

会社は、この秘密組織を指導するために公安（秘密）警察出身者まで雇っています（右表）。

組合活動による差別をやめさせ、労働法制改悪を阻止するために力をあわせましょう。

公安警察出身者が 東芝扇会を指導

初代扇会事務局：初鹿真
63年、神奈川県警から本社勤労部、東芝扇会生みの親の一人
2代目扇会事務局：藤原正一
68年、神奈川県警からタービン工場勤労課・本社勤労部主査、
3代目扇会事務局：志田鉦八
64年、神奈川県警から小向工場、本社勤労部主査の時に神奈川県警共産党幹部宅電話盗聴事件に関与
4代目事務局：中田雅明
83年、神奈川県警から小向・横浜勤労主査、自己啓発の会事務局

100名の差別をつぐなえ

いま、全労連と東芝の工場がある神奈川・東京・埼玉・愛知・三重などの地方労連、電機労働者懇談会、学者文化人の支援を結集した東芝争議支援共闘会議は、申立人とともに人権を守る職場づくりをめざして活動してきた約100



東芝争議支援共闘会議第2回総会
挨拶は 伊藤代表委員(神奈川労連)

名の仲間の差別を是正する全面一括解決の実現をめざしています。

ご支援をお願いします。

東芝の職場を明るくする会 ホームページ
42万アクセス突破！

検索のキーワードは 「東芝の職場」
[//www.kki.ne.jp/akaruku-tsb](http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb)

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2007年2月

東芝は争議解決めざす要請に 誠実にこたえよ

東芝に緊急命令を

許されない! 労組法違反

東芝は、労組法で決められた労働委員会命令の履行義務をふみにじり2001年4月の第1次神奈川地労委命令から5年以上にわたって違法行為を続けています。かりに東芝が命令を不服として裁判に訴える場合でも、東芝には命令を履行する義務があるのです。

中労委が東芝を東京地裁に訴え

2005年9月、中労委は、労働委員会命令を履行しないという東芝の違法行為を放置すれば「労働者が受けた損失、苦痛は回復困難になり・・・労組法の趣旨、目的に反する」として、労組法27条の規定にもとづいて「緊急命令の申立（東芝に罰金を科して命令の履行を強制する申立）」を東京地裁に行いました。

ホントなの? 東芝の非常識!

05年、06年の全国の東芝37事業所要請行動では、関西支社ビルでは26~34階の出入り口を

すべて密封し、面会用の電話機まで取り外して要請に応じませんでした(下の写真)。

信じられないような非常識な対応ですが、本社でも全国の工場・支社も同じでした。

「法令順守・社会的責任の尊重」という社長の約束は、どこにいったのでしょうか?



違法行為を裏付ける動かぬ証拠

- * 勤労部秘密報告書(248頁)
- * 扇会・自己啓発の会文書(1970~2004年)
- * PMDC課長研修資料(84~97年)

東芝の組合活動差別・思想信条差別・男女差別の実態は、多数の証拠で裏付けられています。

「罰則がなければ、法を守らなくても良い」という東芝の態度は、許せるでしょうか。

東芝が、東京地裁からの緊急命令を待たずに、すみやかに命令と法にしたがって差別争議を解決すように、皆様のご支援をお願いします。

東芝差別是正争議とは

- 1988年 労働運動を強める東芝の会を結成し組合活動と差別是正に取り組む。
- 1995年 東芝の職場を明るくする会10名が第1次神奈川地労委申立て
- 2001年 地労委で全面勝利命令を勝ちとる
- 2003年 9名が第2次地労委申立て
- 2004年 第1次中労委で全面勝利命令勝ち取る
- 2005年 東芝争議支援共闘会議結成
全面一括解決を要求し
100名が差別是正社長申入れ
- 2005年 中労委が命令を履行しない東芝を東京地裁に提訴(緊急命令申立)
- 2006年 第2次申立てで3連続の勝利命令
西田社長に早期全面一括解決を申し入れ



組合活動・思想信条・男女の差別をなくそう
支援共闘会議第2回総会('06年12月 ラゾーナ川崎)

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル
Tel & Fax : 044-533-1408